

令和 2 年

五所川原市教育委員会

第 5 回 定 例 会

提案事件綴

五所川原市教育委員会

## 目 次

1	議案第27号	臨時代理の承認を求めることについて(令和2年度五所川原市一般会計補正予算(教育予算))	P 1
2	議案第28号	臨時代理の承認を求めることについて(五所川原市令和2年度学校給食費の助成に関する規程の制定)	P 2
3	議案第29号	臨時代理の承認を求めることについて(令和2年度五所川原市すくすく学校給食応援事業補助金交付要綱の制定)	P 5
4	議案第30号	令和2年度五所川原市の教育の基本方針、目標、取組について	P 10

議案第27号

臨時代理の承認を求めることについて

下記事件について、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第6条第1項の規定により別冊のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。

令和2年5月21日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

記

令和2年度五所川原市一般会計補正予算（教育予算）

提案理由

令和2年度五所川原市一般会計補正予算案に同意したので、これを報告し、その承認を求めるものである。

## 議案第28号

### 臨時代理の承認を求めることについて

五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年3月28日五所川原市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定により、五所川原市令和2年度学校給食費の助成に関する規程を次のとおり制定したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。

令和2年5月21日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

### 提案理由

学校給食法が定める学校給食の目的の重要性を考慮し、子育て世帯における保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費の助成に関して必要な事項を定める規程を制定したので、これを報告し、その承認を求めるものである。

## 五所川原市令和2年度学校給食費の助成に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、学校給食法（昭和29年法律第160号）が定める学校給食の目的の重要性を考慮し、子育て世帯における保護者の経済的負担の軽減を図ることにより、もって学校給食の適切な実施を図るため、市が実施する助成について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、五所川原市学校給食費に関する規程（平成31年五所川原市教育委員会訓令第2号。以下「給食規程」という。）において使用する用語の例による。

### (助成の対象)

第3条 この規程により、学校給食費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、給食規程第3条に規定する児童等の保護者であって、市内に住所を有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 児童等について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われているもの
- (2) 五所川原市就学援助実施要綱（平成29年7月1日五所川原市要綱）第2条の規定による就学援助で学校給食費に関するものを受給している者
- (3) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項の規定による就学奨励で学校給食費に関するものを受給している者

### (助成の範囲)

第4条 市は、給食規程第6条の規定により助成対象者が負担する学校給食費の額について、当該助成対象者に代わってその全額を助成する。

### (助成の支払)

第5条 教育長は、給食規程第7条の規定により納入を受けた場合は、その月ごとに、前条の規定による助成の金額を、助成対象者に対し支払うものとする。

### (助成対象者への通知)

第6条 教育長は、助成対象者に対し、助成の対象となる旨、その内容その他必要な事項を通知するものとする。

### (譲渡又は担保の禁止)

第7条 この規程による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

### (返還)

第8条 偽りその他不正の行為によって、この規程による助成を受けたときは、教育長は、その者から当該助成を受けた額の全額又は一部を返還させることができる。

### 附 則

### (施行期日)

1

1 この規程は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行し、令和2年4月1日以降に提供された学校給食に係る学校給食費から適用する。

(助成金額の特例)

2 施行日から令和2年9月30日までの期間においては、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を、当該助成対象者に代わって市が負担する。

(1) 給食規程第6条第2項の規定により、学校給食の提供の内容に応じ減額した額を単価とする助成対象者(以下「アレルギー疾患等児童等保護者」という。)に該当しないもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 小学校 68円に児童等に学校給食を提供した日数(以下「提供日数」という。)を乗じて得た額

イ 中学校 75円に提供日数を乗じて得た額

(2) アレルギー疾患等児童等保護者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 食事のみ 小学校にあつては54円、中学校にあつては62円に提供日数を乗じて得た額

イ 牛乳のみ 14円に提供日数を乗じて得た額

(この規程の失効)

3 この規程は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

## 議案第29号

### 臨時代理の承認を求めることについて

五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年3月28日五所川原市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定により、令和2年度五所川原市すくすく学校給食応援事業補助金交付要綱を次のとおり制定したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。

令和2年5月21日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

### 提案理由

学校給食法の規定により保護者が負担する学校給食に要する経費に対し、補助金を交付するため、その交付手続等を定める要綱を制定したので、これを報告し、その承認を求めるものである。

## 令和2年度五所川原市すくすく学校給食応援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により保護者が負担する学校給食費に対し、予算の範囲内において令和2年度五所川原市すくすく学校給食応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保護者の経済的負担を軽減し、もって子育て支援の充実及び定住化の促進を図るため、その交付手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、五所川原市学校給食費に関する規程（平成31年五所川原市教育委員会訓令第2号。以下「給食規程」という。）において使用する用語の例による。

### (補助対象者)

第3条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する者を対象とする。

- (1) 市立学校に在学し、五所川原市が提供する学校給食を受けている児童等保護者
- (2) 五所川原市内に住所を有する者
- (3) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条の規定による就学援助で学校給食費に関するものを受給している者

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認める場合は、補助金の交付の対象とすることができる。

### (補助対象期間)

第4条 補助金の交付対象となる期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 令和2年4月1日から令和2年9月30日まで（以下「前期補助期間」という。）
- (2) 令和2年10月1日から令和3年3月31日まで（以下「後期補助期間」という。）

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定める学校給食費の1食当たりの額（以下「単価」という。）に、児童等に学校給食を提供した日数を乗じた額とする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付をうけようとする保護者（以下「申請者」という。）は、すくすく学校給食応援事業補助金交付申請書（様式第1号）を、教育長に対し、児童等が在学する市立学校の校長（以下「校長」という。）を経由して提出するものとする。

2 校長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書を取りまとめ、速やかに教育長に提出するものとする。

### (補助金の交付の決定)

第7条 教育長は、前条第1項のすくすく学校給食応援事業補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 教育長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容をすくすく学校給食応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、校長を経由して申請者に通知するものとする。

### (学校給食の実施状況の報告)

第8条 校長は、児童等に提供した学校給食について、その実施状況を月ごとに取りまとめ、教育長に報告しなければならない。

2 校長は、児童等が提供を受けた学校給食の実施状況について、保護者がその状況を把握することができるよう努めるものとする。

(補助金の額の確定等)

第9条 教育長は、前条第1項に規定する報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 教育長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、すくすく学校給食応援事業補助金確定通知書(様式第3号)により、校長に通知するものとする。

3 前条第2項の規定は、確定した補助金の額について準用する。

(補助金の交付の方法)

第10条 教育長は、当該補助金を保護者が負担する学校給食費の支払の一部と相殺することにより、当該補助金の交付を行う。ただし、教育長が、補助金を交付する保護者に特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表(第5条関係)

学校給食の提供区分	単価	
	前期補助期間	後期補助期間
小学校	34円	135円
中学校	38円	150円
小学校(食事のみ)	27円	108円
中学校(食事のみ)	31円	123円
小学校(牛乳のみ)	7円	27円
中学校(牛乳のみ)	7円	27円

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長  
(五所川原市立 学校長)

申請者(保護者)

住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

(児童等との続柄: )

## すくすく学校給食応援事業補助金交付申請書

令和2年度五所川原市すくすく学校給食応援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

### 記

#### 1 対象児童等

氏名	学校名	学年	学級
		年	組
		年	組
		年	組
		年	組
		年	組

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

五所川原市教育委員会教育長 ⑩

## すくすく学校給食応援事業補助金交付決定通知書

標記の件について、次のとおり交付を決定しましたので、令和2年度五所川原市すくすく学校給食応援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

#### 1 補助金交付決定額

- (1) 前期補助期間 1食当たりの額（ 円）×学校給食を提供した日数
- (2) 後期補助期間 1食当たりの額（ 円）×学校給食を提供した日数

#### 2 交付条件

- (1) 交付申請の内容を変更しようとするときは、五所川原市補助金等交付規則による補助金等交付決定変更等承認申請書を教育長に提出してください。
- (2) 交付申請者が次のいずれかに該当すると教育長が認める場合は、補助金の交付の決定を取り消します。
  - ア 令和2年度五所川原市すくすく学校給食応援事業補助金交付要綱第3条第1項に

規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

イ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

ウ 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

### 3 補助金の学校給食費への充当

学校給食費保護者負担金は、あらかじめ市補助金を差し引いた分を納付することとなりますので、市と保護者との間での補助金のやり取りは一切ございません。

様式第3号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

五所川原市教育委員会教育長 ⑩

すくすく学校給食応援事業補助金確定通知書（ 月分）

標記の件について、令和2年度五所川原市すくすく学校給食応援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の確定金額	円
----------	---

議案第30号

令和2年度五所川原市の教育の基本方針、目標、取組について

令和2年度五所川原市の教育の基本方針、目標、取組について別冊のとおり提出する。

令和2年5月21日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀